

東京FAXニュース

2020.1.17
No.173

JR東労組東京地本



JRバス関東本部 見解を発出

不当労働行為救済申し立てを提出した水戸地本とバス欄舎分会、損害賠償訴訟を
提訴した東京地本・4名の訴訟団と共に最後までたたかい抜くJRバス関東本部見解

2019年11月11日、水戸地方本部はバス欄舎分会の仲間と連名で東京都労働委員会へ不当労働行為の救済申し立てを行い受理された。また同年12月26日、組合差別・脱退強要を行ったJR東日本会社を相手取り、東京地本4名の組合員が東京地裁に損害賠償訴訟を提訴した。職場で卑劣な不当労働行為やパワハラを受けて悩んだ末に労働委員会の活用や裁判所へ訴訟を提訴してたたかうことは労働組合として当然のことであり、JRバス関東本部はこのたたかいを断固支持し、共にたたかい抜く決意である。

「俺が納得する書類（脱退届）を出せ！そうすれば不祥事を僥倖してやる」「（組合抜けると言うのは）会社がそういう方針だからだよ！お前は会社に雇われているんだ！」と組合員に息をまく現場長の信じられないような発言。この発言は2018年11月11日から12日にかけて起きた事象であり、昨年2月からJR東日本とグループ会社で行われた常軌を逸した不当労働行為の本質が現れている。回送中の喫煙と携帯電話のハンズフリー機能を使っての会話という不祥事に対し、それを揉み消す条件として、不祥事とは全く関係のない組合脱退を迫るという行為は許されるものではない。しかしこの言動は現場長の意思として現れたものではなく、18春闘以降JR東日本の方針のもとにジェイアールバス関東会社が共同して行った企業犯罪だとJRバス関東本部は断定する。もちろん不祥事を起こした本人とは厳しく向き合い「二度と過ちを犯さない」「仲間と家族に迷惑かけない」ことを強く誓い合った。しかし現場長に喫茶店に呼び出され、不祥事とは全く関係のない組合脱退を迫られ、転勤や家族の問題、さらに他のバス会社への転職までもチラつかせる行為を現場長一人の判断でできるはずがない。さらに社友会やそのグループから反社会的勢力との関係を背景にした脱退強要を受けながら、家族と悩んだ仲間を私たちは絶対に置き去りにしない。

JRバス関東本部は、この間分会と共に不当労働行為撲滅に向けてたたかいを推し進め、申17号団体交渉を全組合員・家族でたたかい抜き、昨年8月9日の団体交渉で①会社調査が不十分であること②不当労働行為によって組合は大きな被害を受けたこと③この回答では合意形成は難しく、不誠実な交渉であること④命に関わる安全問題であること⑤会社から不当労働行為を一掃することは労働組合の社会的使命であること⑥管理者が「今の脱退は親会社からの圧力」と明らかにしているように、JR東日本の指示のもとに行われた行為であること⑦この事実を社会に広めていくこと⑧労働協約に基づき第三者機関活用を準備することを会社へ通告した。会社は「不当労働行為の認識はないので不当労働行為ではない」「謝罪はしない」ことから①交渉は対立で終了②交渉で指摘のあった調査は行う③指導教育を徹底することを確認した。私たち交渉団は「踏み込んだ交渉を行った」という認識はある。しかしこの議論経過を踏まえれば、中央本部が主張する「バス欄舎の問題は解決済み」「関係者の異動・処分は成果」という見解は誤りだ。なぜならば、「発言は認めるものの不当労働行為の認識はない」などという認識がまかり通れば、職場が無法地帯化してしまうからだ。そして「関係者の異動・処分は成果」とすることについては「支店長の異動よりも、それ以前に指定職に昇格している」ことから、職場の組合員に「異動・処分は成果」という認識は一切ない。また、JRバス関東本部の職場討議資料を用いて「不当労働行為を実質認めているようなもの」という資料の一部分のみを引用し、成果を主張する中央本部に対して、多くの組合員から「これのどこが成果なのか」という声があがっている。これまでJRバス関東本部は職場現実を基盤に団体交渉を行い、事実を明らかにして不当労働行為を止めるたたかいを進めてきたが、それを交渉に参加していない中央本部や地本から成果と言われても組合員は納得できるはずがない。さらに社長自らが昨年1月の東京支店社員懇話会においてJR東労組のストや施策に反対する組合

を描き出し、施策に協力することを一方的に訴えながら「その船に皆さんは乗っています。誰だったら飛び降りてください。どうぞ海に飛び込んでください。止めたりしません」と述べ、意図的な脱退強要が行われている。それでも団体交渉で会社から「主旨は近いことを言っても、色々な部署を経験してきたから不当な発言はない」「不当労働行為という認識はなかった」と言われてしまう現状に対し、組合員はどうすればよいのだろうか。申17号交渉は怒りに満ちた全組合員の声を結集させて、団体交渉でたたかい抜いた結果として「労働組合と会社が（不当労働行為を）認定するのではなく、第三者機関が認定するもの」「現時点では不適切発言である」という会社回答に至ったのだ。

11月15日、中央本部から見解が示された。JRバス関東本部はその見解をもとに議論したが、常任部から不満の声が続出した。「本来ならば遠山議長や中央本部で救済申し立てを行うべきだが、それが出来ないから水戸地本と個人2名が出したのではないのか」「これで水戸地本にも制裁がかかるのか」「統制処分ばかり出す組合に居る必要があるのか」という声だ。そして職場では「中央本部はあれだけの証拠があるのに、なぜ労働委員会を活用しないのか」「活用しない本当の理由があるのではないのか」という不信の声が日に日に高まった。そして「職場での瞬時の抗議と団体交渉で不当労働行為を止める」という中央本部方針の限界性を実感した。水戸地本・バス欄舎分会が活用した労働委員会は、法を犯して労働組合の団結権を侵害する企業に対して法に則った企業の運営を指導・監督する労働者の救済機関だ。長崎バスでは担当車両の配置をめぐる会社側による不当労働行為が認定された。また、西武観光バスでも組合員に会社幹部が部下をつうじて「将来がなくなる」と組合脱退を勧めたことが不当労働行為と認定され、同様の行為を繰り返さないよう救済命令が出されている。同じバス業界の仲間たちが組合員と家族の利益を守るために、ごく常識的な判断として不当労働行為に対して毅然と立ち向かい、労働委員会への救済申し立てを行っている。今私たちが組合員と家族に示さなくてはならないのは「18春闘以降の企業犯罪を無かったことには絶対にしない強い意志と姿勢」である。

12月19日、中央本部は「水戸地方本部による不当労働行為救済申し立てに対する中央本部見解」及び「指令20号」「指令23号」を発出し、JRバス関東本部遠山議長の「専任解除」、水戸地本鈴木執行委員長代理と山口書記長への「制裁申請」を行った。JRバス関東本部はこの処分を断じて許さない。

私たちは18春闘以降、大会や委員会等で議論されてきた不当労働行為に対するたたかいについて、幾度となく職場で組合員と議論を重ねて困難を乗り越えてきた。組合員と家族の身近な諸問題や業務課題、安全問題、55歳以上の基本給減額制度や60歳以上の継続雇用制度のあり方、そして6年連続の一律定額ペアの実現や3年連続の新制度社員の定期昇給額改定などの成果を実現できたのは、間違いなく職場のたたかいを基盤にしたJRバス関東本部のたたかいである。中央本部がその中心的役割を担う遠山議長を排除し、「辞任届、出しなよ」と執拗に辞任を迫った事実を私たちは絶対に許すことはできないのだ。そして、欄舎分会の現実に向き合い、組合員に寄り添いながら2名の仲間と共に起ちあがった水戸地本鈴木委員長代理と山口書記長への「制裁申請」を断じて許さず共にたたかう決意である。職場では依然として管理者による脱退強要、組合員・組合役員への強制転勤や不当転勤、社員登用試験や昇進試験の利益誘導が行われている。また、要員不足の中で「法令を守っていても疲弊が蓄積される効率化施策」が一方的に強行され、18春闘以降重大事故が多発している。JRバス関東本部は全分会と共に、本当に安全で風通しのよい正常な企業を取り戻す為に、全組合員でたたかい抜こうではないか！

2020年1月16日
東日本旅客鉄道労働組合
JRバス関東本部

起ちあがった仲間と共に
安心して働ける職場をめぐろう
全分会でたたかい抜くぞー！